

日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」
パンフレット類制作業務 提案競技実施要領

令和3年1月6日

1. 目的

令和元年5月に認定された、日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」について、構成文化財群の所在地や見所を県内外に広く広報し、その魅力をPRする為、日本遺産に関するパンフレット類を制作し、日本遺産を中心とした県内誘客の促進を図ることを目的とする。

実施にあたっては、この要領により提案競技を実施し、本業務の委託候補者を選定する。

2. 委託業務の内容

(1) 業務名	日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」パンフレット類制作業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和3年3月31日まで
(3) 業務の内容	別紙業務委託仕様書のとおり
(4) 予算上限額	2,685千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「石見地域内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は石見地域内法人であること。
- (3) 本件の担当窓口となる者を指定し、県内に常駐する体制が整っていること。
- (4) コンソーシアムの構成員もしくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和3年1月6日(水)～1月28日(木) ※提案競技実施要領は、石見観光振興協議会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)及び提案者の概要書(様式2)に必要書類を添え、令和3年1月18日(月)17時までに持参又は郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで(土・日・祝日は除く)とし、郵便の場合は郵便書留に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和3年1月19日(火)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質疑票(様式3)にて令和3年1月13日(水)正午までに持参またはFAXにより提出すること。
(5) 質疑の回答方法	企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめて同じものを回答する。 なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、メールにより送信するので必ずメールアドレスを記載すること。 なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6) 質疑の回答予定日	令和3年1月14日(木)
(7) 企画提案書提出期限	令和3年1月28日(木)
(8) 受託者選定方法	提出された企画提案書による書面審査を行い、本業務の受託者を選定する。
(9) 委託予定事業者の決定	令和3年2月上旬
(10) 参加の辞退	参加表明書(様式1)及び提案者の概要書(様式2)の提出後、参加を取り下げる場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。
○提出先及び問い合わせ先 石見観光振興協議会(島根県西部県民センター商工観光部内) 担当:永井、藤原 〒697-0041 島根県浜田市片庭町254番地 TEL:0855-29-5647 FAX:0855-22-5306	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書(様式4)により作成する。 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 計5部提出すること。 令和3年1月28日(木)までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで(土・日・祝日は除く。)とし、郵送の場合は郵便書留に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> 見積書を1部提出すること
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの 本提案競技実施要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

	<p>④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</p> <p>⑤虚偽の内容が記載されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提案された企画提案書は返還しない。
--	---

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 適切な事業計画が策定されているか。 ・企画意図及び内容 (1)共通して日本遺産の特色が一目で伝わるような提案ができていないか。 (2)構成文化財群を周遊させるような構成となっているか。 (3)日本遺産の魅力を深く掘り下げる内容となっているか。 ・ノウハウ デザインから構成、印刷まで、業務を円滑に実施する能力があるか。 ・受託金額 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか)。 ・運営体制 実施運営体制が整っているか。
(3) 応募者の採否通知	令和3年2月上旬に、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日（令和3年2月上旬）から令和3年3月31日まで
(2) 委託料上限額	2,685千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3) 契約方法	受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(4) 委託料の支払	原則として契約額を精算払する。ただし、契約に基づき、委託料上限額に基づく契約額の4割以内を概算払することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、協議会及び受託者に帰属するものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を順守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。